

7. その他証明書

- (1) 相続等により登記簿上の所有者と申請人が異なる場合は、相互の関係が明らかになる戸籍謄本等の相続証明書、相続権者が複数の場合は委任状
- (2) 相続人が未成年の場合は、親権者または後見人であることを証明する書類
- (3) 売買による所有権移転の登記が未済のとき、売買契約書等により売渡人が登記名義人である場合は、売渡人の土地登記簿謄本
- (4) 登記名義人の住所と申請人の住所が異なる場合は、住民票
- (5) 申請人が共有名義の場合は、全員の押印または委任状

【注意事項】

1. 境界確認(証明)書は、隣接地所有者相互の境界紛争や国有林と境界紛争中にある場合は発行できません。(地方公共団体等が法令に基づく行為のため必要な場合を除く。)
2. 境界確認(証明)書の発行に先立ち証明地籍の区間について、管轄する森林管理署(森林管理事務所)または森林事務所の現地明示を受けてください。
なお、境界点(線)に異状がある、または標識が埋設されていない場合は、「境界検測」を実施しなければ境界明示できない場合があります。
境界検測は、国有林野の成果に基づいて現地を測量し境界を復元する行為で、これには時間を要す場合があります。
あらかじめ管轄する森林管理署等でお尋ねください。
3. 里水路による対側同意については、「境界確認申請書」を「対側同意申請書」に替えてください。
4. 水源林造成事業による分収造林地の境界証明願については、「境界確認申請書」に準じてください。
なお、地籍測量図は必要ありません。